

藍住町事業継続支援金

～受付開始～

内容

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業者に対して、事業継続の支援を図ることを目的に支援金を給付します。

給付対象者

次の要件全てに該当する者

- ① 町内で事業を営む中小企業者であること
- ② 徳島県中小企業向け融資制度のセーフティネット資金(セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証)もしくは「新型コロナウイルス感染症対応資金」による信用保証協会の保証付きの融資を受けた中小企業者であること
- ③ 本町において、セーフティネット保証(4号・5号)・危機関連保証の認定を受け、認定書に記載された最近1か月の売上高の減少率及び最近3か月間の売上高の減少率が30%以上の者。(ただし、いずれも、50%以上の者は対象外とする。)
- ④ 藍住町暴力団排除条例に規定する暴力 団員等に該当しない方
- ⑤ 町税等の滞納がない方

給付額

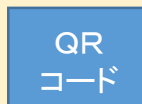
融資額に10分の1を乗じた額とし、30万円を上限とする(千円未満の端数は切り捨て)。
※支援金の支給は1事業者につき1回限りとする。

申請手続

以下の書類をご準備いただき、役場建設産業課産業支援室までお越しください。

- ① 藍住町事業継続支援金給付申請書兼請求書
- ② セーフティネット保証の認定書の写し
- ③ 徳島県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ」の写し
- ④ 金銭消費貸借契約証書の写し
- ⑤ 委任状(事業主本人以外が申請する場合)

※様式(①・⑤)においては町ホームページからダウンロードできます。

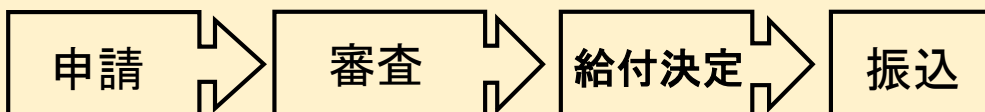


受付期間

令和2年8月21日(金)から令和3年3月15日(月)(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、予算の状況によりその前に終了する場合があります。

給付までの流れ



※給付が決定しましたら、給付決定通知が届きます。

受付・問い合わせ先
藍住町役場2階 建設産業課 産業支援室
〒771-1292 藍住町奥野字矢上前52-1
TEL:088-637-3120 Fax:088-637-3152

窓口受付時間:午前8時30分から午後5時15分(平日のみ)

